

地域総がかりでつくる

# 文化財保存活用 地域計画

—歴史文化で魅力ある地域へ—



## 文化財保存活用地域計画の関連法令

### 文化財保護法(抜粋)

文化財保存活用大綱  
 都道府県の教育委員会は、当該都道府県の区域における文化財の保存及び活用に関する施策の大綱(次項及び次条において「文化財保存活用大綱」という。)を定めることができる。

都道府県の教育委員会は、文化財保存活用大綱を定め、又は変更し、これを、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、文化庁長官及び関係市町村に送付しなければならない。

### 文化財保存活用地域計画の認定

文化財保存活用地域計画の認定  
 都道府県の教育委員会(地方文化財保護審議会を置くものに限る。)は、文部科学省令で定めるところにより、単独又は共同して、文化財保存活用大綱を定め、当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する総合的な計画(以下この節及び第九十一条の六第一項において「文化財保存活用地域計画」という。)を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

文化財保存活用地域計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- 一 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する基本的な方針
- 二 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用を図るために当該市町村が講ずる措置の内容及び当該市町村の区域における文化財を把握するための調査に関する事項
- 三 当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に関する事項
- 四 計画期間
- 五 その他文部科学省令で定める事項

文化財保存活用地域計画の認定  
 文化庁長官は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ、文部科学大臣を通じ関係行政機関の長に協議しなければならない。

文化庁長官は、第五項の認定をしたときは、遅滞なく、その旨を当該認定を申請した市町村の教育委員会に通知しなければならない。

市町村の教育委員会は、前項の通知を受けるときは、遅滞なく、当該通知に係る文化財保存活用地域計画を公表するよう努めなければならない。

文化財保存活用大綱に照らし適切なるものであるときは、文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

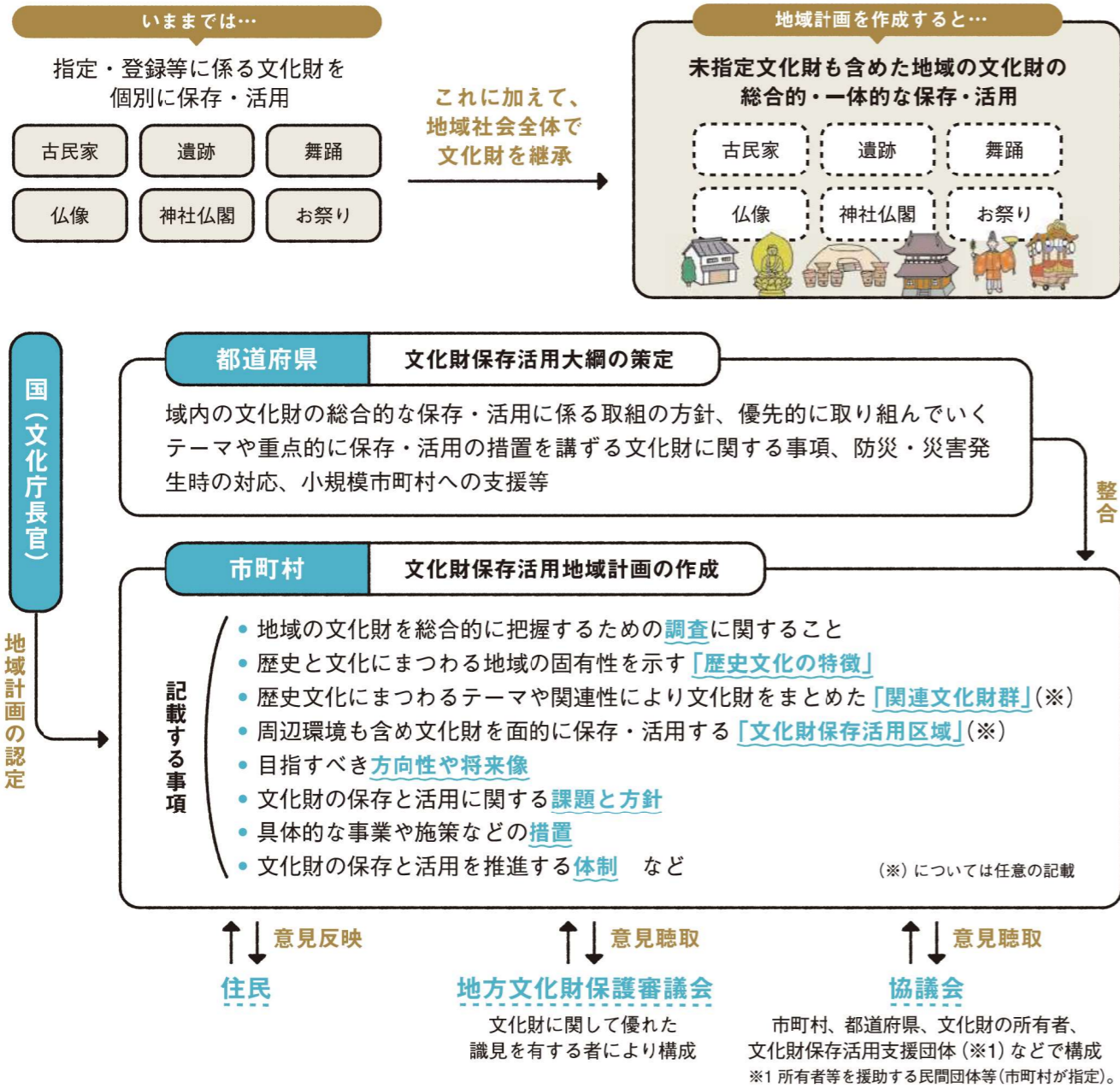
文化財保存活用大綱に定められている事項を、前項の認定に準じて準用する。

文化庁 地域文化創生本部  
 〒605-8505  
 京都市東山区東大路通松原上三丁目毘沙門町43-3  
 TEL 075-330-6720 e-mail bunkakanko@mext.go.jp

# 01. 文化財保存活用地域計画とは？

文化財保存活用地域計画は、文化財保護法に位置付けられた市町村における文化財の保存と活用に関する総合的な法定計画であり、市町村の総合計画の下に体系づけられるものです。地域の歴史や文化にまつわるコンテキストに沿って多様な文化財を俯瞰し、総合的・一体的に保存・活用することにより、地域の特徴をいかした地域振興に資するとともに、確実な文化財の継承につなげるものです。文化財保護行政の中・長期的な基本方針を定めるマスタープランと、短期的に実施する具体的な事業を記載するアクションプランとしての両方の役割を担います。

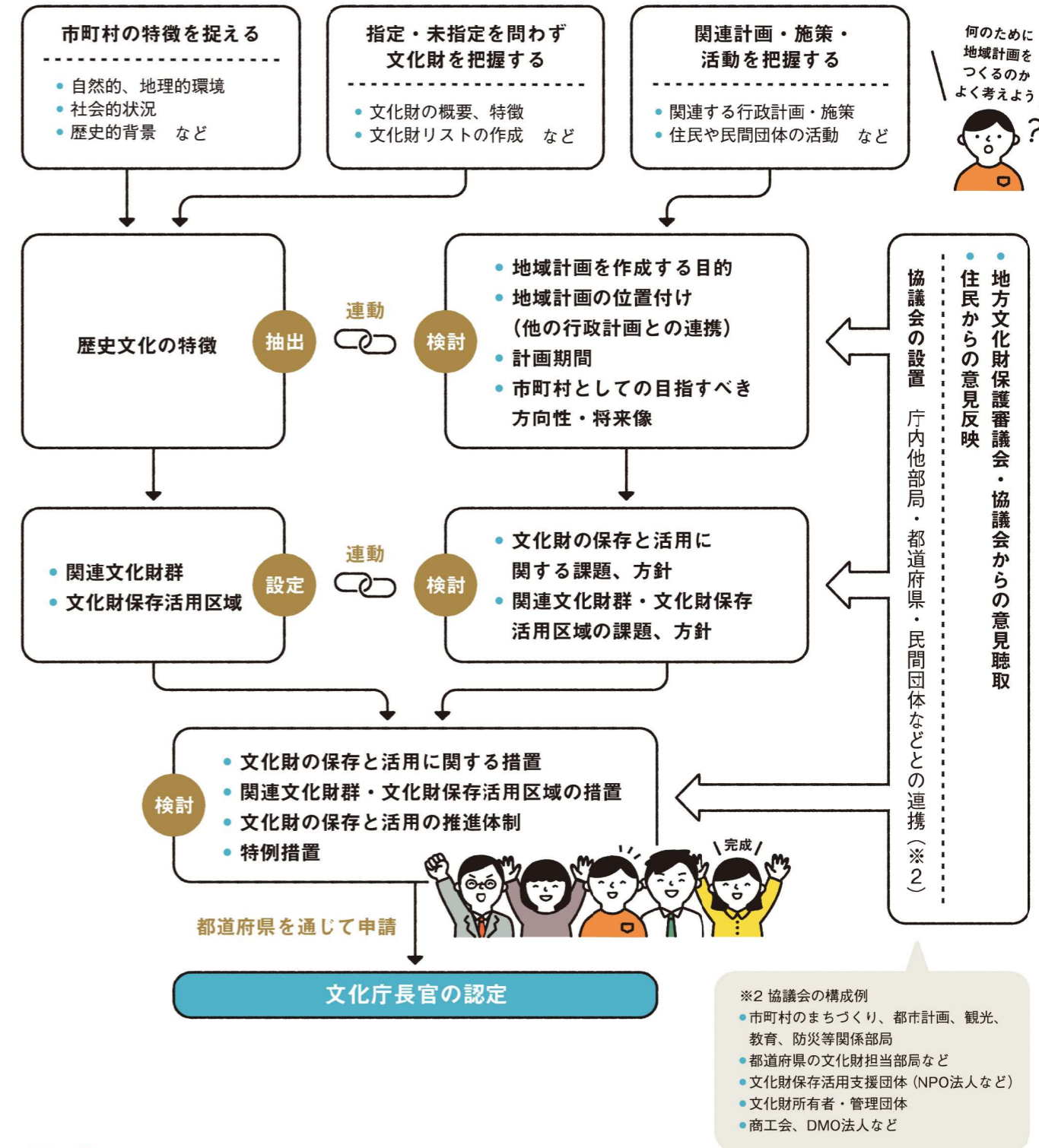
この計画を作成・実施することにより、住民・民間団体・文化財部局・庁内関係部局などが地域総がかりで文化財を守り、いかし、伝える体制の構築を図り、文化財の存続につなげていくことが期待されています。



## 認定市町村が感じた地域計画作成のメリット

- 文化財保護におけるビジョンの共有
  - 中・長期的な方針や具体的な事業の可視化による計画的な行政運営
  - 文化財保護行政への他部局・上層部の理解促進
  - 地域計画作成時の連携体制が事業計画の推進に寄与
  - 住民、関係団体、庁内各課、他地域などとの連携強化
  - 作成に伴う調査での文化財及び類型を超えた文化的所産の把握
  - 関連文化財群の設定による地域住民の文化財への興味喚起と交流活性化
  - 補助率加算などの国庫補助事業における優遇
- 地域計画認定市町村へのアンケート(2020年10月)より

# 02. 文化財保存活用地域計画 作成の流れ



# 03. 認定の基準

文化庁長官による認定には次に掲げる要件を満たしていることが必要です。

- 文化財保存活用地域計画の実施が当該市町村の区域における文化財の保存及び活用に寄与するものであると認められること
- 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること
- 文化財保存活用大綱が定められているときには、当該大綱に照らし適切なものであること

## 認定を受けた場合の特例措置

- 国の文化財登録原簿への登録の提案
- ボトムアップでの未指定文化財の保護の推進
- 町村への一部事務の権限移譲
- 認定町村における円滑な計画の実施

# 04. 文化財を総合的・一体的に把握する方法

## —歴史文化、関連文化財群、文化財保存活用区域の考え方—

歴史文化の特徴に基づき関連文化財群や文化財保存活用区域を設定することによって、域内に散在している文化財を俯瞰した保存と活用のプランニングが可能になります。歴史的・文化的・地域的な関連性やテーマによりまとまりとして捉えた文化財群、文化財が集積しているエリアとその周辺環境を面的に捉えた区域を設定して、歴史文化をいかした文化財の総合的・一体的な保存と活用につなげましょう。

### 歴史文化とは

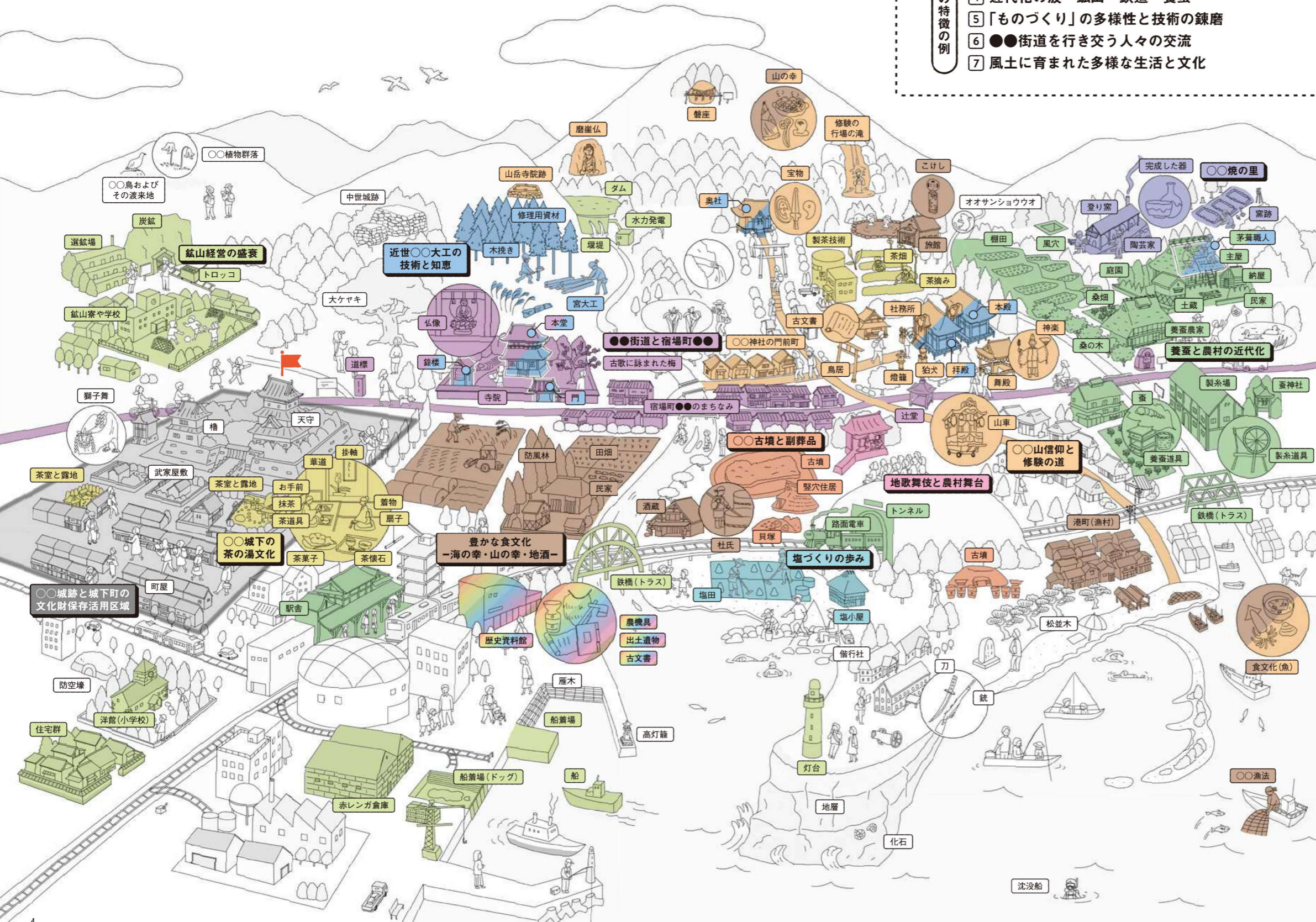
地域に固有の風土の下、先人によって生まれ育まれ、時には変容しながら現代まで伝えられてきた知恵・経験・活動等の成果及びそれが存在する環境を総合的に把握した概念。地域の歴史や文化にまつわるコンテキスト。歴史文化の特徴は、地域らしさ、地域の特徴をあらわす。

- 歴史文化の特徴の例
- 1 ○○国の繁栄
  - 2 ●●信仰により特徴付けられる信仰の固有性
  - 3 ●●藩により形成された地域の骨格と文化
  - 4 近代化の波—鉱山・鉄道—養蚕—
  - 5 「ものづくり」の多様性と技術の錬磨
  - 6 ●●街道を行き交う人々の交流
  - 7 風土に育まれた多様な生活と文化

### 関連文化財群とは

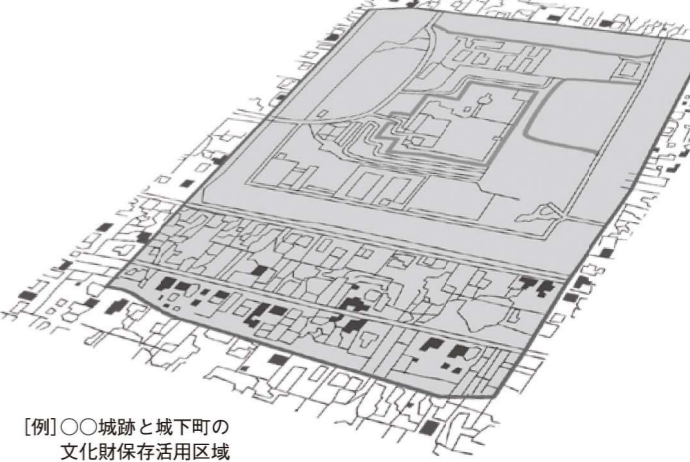
指定・未指定に関わらず多種多様な有形・無形の文化財を、歴史文化に基づく関連性、テーマ、ストーリーによって一定のまとまりとして捉えたもの。群を構成する複数の文化財を総合的・一体的に保存・活用するための枠組。まとまりを持って扱うことで、未指定文化財についても構成要素としての価値付けが可能となり、また、相互に結びついた文化財の多面的な価値・魅力を明らかにすることが出来る。

- 関連文化財群の例
- 1 ○○国の繁栄
    - 1-1 ○○古墳と副葬品
  - 2 ●●信仰により特徴付けられる信仰の固有性
    - 2-1 ○○山信仰と修験の道
  - 3 ●●藩により形成された地域の骨格と文化
    - 3-1 ○○城下の茶の湯文化
  - 4 近代化の波—鉱山・鉄道—養蚕—
    - 4-1 鉱山経営の盛衰
    - 4-2 養蚕と農村の近代化
  - 5 「ものづくり」の多様性と技術の錬磨
    - 5-1 塩づくりの歩み
    - 5-2 近世○○大工の技術と知恵
    - 5-3 ○○焼の里
  - 6 ●●街道を行き交う人々の交流
    - 6-1 ●●街道と宿場町●●
  - 7 風土に育まれた多様な生活と文化
    - 7-1 地歌舞伎と農村舞台
    - 7-2 豊かな食文化—海の幸・山の幸・地酒—



### 文化財保存活用区域とは ▶ このマークの範囲

文化財が特定の範囲に集積している場合に、当該文化財(群)をその周辺環境も含めて面的に保存・活用するために設定するもの。域内の地区特性や歴史文化に応じて市町村が独自に設定する戦略的な計画区域。多様な文化財が集中する区域を設定して保存・活用を図ることで、魅力的な空間の創出につながることを期待される。



[例] ○○城跡と城下町の文化財保存活用区域

# 05. 文化財の総合的・一体的な保存と活用の取組

都道府県の文化財保存活用大綱や市町村の総合計画などを勘案し、歴史文化や地域の実状を踏まえた上で文化財保護行政としての将来像・方向性を掲げましょう。その実現には、文化財の保存と活用に関する課題を捉え、文化財を総合的・一体的に把握する方法も用いながら、住民や民間団体、関係部局などと連携をはかり、解決策となる中・長期的な方針をたてる必要があります。その上で、計画期間内に実施していく措置の具体的な内容を記載します。措置については、円滑かつ確実な実施のため主体やスケジュールの明示が求められます。また、措置数が多い場合、重点事業を設定するなど優先順位をつけることも有効です。

- 凡例
- 内は主体
  - ☒文化財保護部局
  - ☒行政他部局
  - ☒文化財所有者
  - ☒住民
  - ☒民間団体
  - ☒歴史博物館
  - ☒大学

**域内全体を対象に実施する措置**

- 文化財保護指導委員制度の創設 ☒
- 文化財保存活用支援団体制度の創設 ☒
- 古文書の所在調査 ☒(歴博)☒(大)
- 文化財ハザードマップの作成 ☒(他)
- 文化財防災マニュアルの作成 ☒(他)
- 文化財データベースの作成、HP・アプリの開発 ☒
- お宝掘り起こし住民ワークショップ ☒(他)
- 地域遺産制度の創設 ☒(他)
- エコミュージアム構想の検討 ☒(歴博)☒(大)
- 限界集落における文化財の総合的記録 ☒
- 域内回遊を促進する交通施策検討 ☒(大)
- オーバーツーリズム緩和施策の検討 ☒(他)☒(大)
- 地名の由来を活かした事業の検討 ☒(他)

**●●城跡と城下町の文化財保存活用区域**

**【方針】**

- 城跡及びその周辺の歴史的なまちなみの整備とともに伝統的な生活文化の振興をはかり、それらを活かして観光の促進につなげる。

**【措置】**

- A 石垣の整備 ☒
- B 馬場の整備 ☒(他)
- C 天守閣資料館の展示更新 ☒
- D 歴史的建造物の調査と修理助成 ☒
- E 町家の分散型ホテルへの改修 ☒
- F 土蔵をカフェに改修 ☒
- G 景観規制 ☒
- H 無電柱化と道路美装、歩道整備 ☒
- I 屋外広告物規制 ☒
- J トイレ洋式化事業 ☒
- K ○○家の茶室と露地の整備 ☒
- L ○○家の歴史資料の整理と調査 ☒
- M 着付け教室の開催 ☒
- N 懐石料理教室の開催 ☒
- O 茶事の開催 ☒
- P 獅子舞の記録作成 ☒
- Q 城下町の武家文化体験(リビングヒストリー) ☒(他)
- R サインの多言語化 ☒
- S DMOと連携した散策マップの作成 ☒(他)
- T 著名人によるSNSでの魅力発信 ☒
- U ボランティアガイドの育成 ☒

**5-2 近世○○大工の技術と知恵**

**【方針】**

近世○○大工の技術を伝える歴史的建造物の保存をはかるために、文化財保存のための種々の技術の継承と原材料の確保に取り組む。また、伝統技術の情報発信と普及をすすめる。

**【措置】**

- 32 文化財を保存するために必要な技術・材料の調査 ☒(大)
- 33 大径材確保のための植樹 ☒(他)
- 34 檜皮採取林の保全 ☒(他)
- 35 伝統木工技術の後継者育成 ☒
- 36 大工の技術体験イベント ☒
- 37 ○○寺鐘樓の解体修理 ☒
- 38 大工道具製作技術保持者への支援 ☒
- 39 伝統技術保持者への顕彰制度の創設 ☒
- 40 左官壁と畳の振興 ☒(他)



**2-1 ○○山信仰と修験の道**

**【方針】**

過疎化や少子高齢化などにより維持管理が困難な○○山信仰にまつわる文化財群の保存に係る事業を実施し、当地に根付いた信仰文化の歴史的価値の継承をはかるとともに、情報発信に努める。

**【措置】**

- 8 ○○神社社殿の屋根修繕・防災設備の設置 ☒
- 9 ○○古文書の修理 ☒
- 10 ○○古文書の調査 ☒(大)☒(歴博)
- 11 社務所棟の修理及び高精密レプリカ作成 ☒(大)
- 12 収蔵庫の改修 ☒
- 13 境内古本市(ユニークベニュー)の開催 ☒
- 14 舞殿での雅楽の演奏会(ユニークベニュー) ☒
- 15 山車の修理 ☒
- 16 行事・祭礼の調査およびデジタル記録作成 ☒(歴博)
- 17 修験道ルートの確認と散策路整備 ☒
- 18 修験道ルートのサイン整備 ☒
- 19 参詣スタンプアプリの開発 ☒
- 20 春と秋の文化財の特別公開 ☒
- 21 古文書を根拠に食文化の復元 ☒(歴博)☒(大)

**4-2 養蚕と農村の近代化**

**【方針】**

地域おこし協力隊と住民が連携し、養蚕の近代化に伴い隆盛した農村の魅力を活かして、賑わいを創出する。

**【措置】**

- 22 ●家住宅土塀の修理 ☒
- 23 ●家住宅庭園の整備 ☒
- 24 △家住宅の農泊への改修 ☒(他)
- 25 棚田のライトアップ ☒
- 26 風穴のサイン整備 ☒
- 27 ボランティアによる桑畑の清掃等 ☒
- 28 ☆家住宅で地域おこし協力隊による郷土料理レストラン解説 ☒
- 29 養蚕資料館の整備 ☒(他)
- 30 ガイド詰所・インフォメーションセンター整備 ☒(他)
- 31 糸紡ぎ体験 ☒

**6-1 ●●街道と宿場町●●**

**【方針】**

住民や寺院と連携し、文化財を活用した観光を進め、地域振興を図る。

**【措置】**

- 41 ○○街道の美化・サイクルロードの整備 ☒
- 42 PFIで旅館を宿泊施設に改修・運営 ☒(他)
- 43 ○○家住宅を自転車と泊まる宿泊施設に改修 ☒
- 44 ○○家住宅でのブルーワーカー・カフェ ☒
- 45 レンタサイクルの整備 ☒
- 46 仏像の詳細調査と修理 ☒(大)
- 47 寺院での座禅体験・コンサート等(ユニークベニュー) ☒
- 48 まちなみをいかしたアートフェスティバルの開催 ☒
- 49 特産品をいかした土産物の開発と販売 ☒(他)
- 50 石地蔵の修復 ☒
- 51 解説板の多言語化 ☒
- 52 ボランティアガイドの育成 ☒
- 53 歴史講座の開催・副読本の作成 ☒(歴博)

**7-2 豊かな食文化 一海の幸・山の幸・地酒一**

**【方針】**

地域の魅力を再発見し、豊かな食文化及び関連する習俗の普及啓発に取り組む。

**【措置】**

- 59 フェノロジーカレンダーの作成 ☒(他)☒(大)
- 60 温泉街を巡るコースの造成・モニターツアーの実施 ☒
- 61 郷土食・名物の調査 ☒(他)☒(大)
- 62 漁村レストランの開設 ☒
- 63 漁労習俗に関する記録作成 ☒
- 64 酒づくりに関するパンフレットの作成 ☒(他)
- 65 酒蔵の公開・レストランの出店 ☒
- 66 旧酒名・ラベルをブランド化した酒の開発 ☒
- 67 田圃オーナー制度による米づくり ☒

※措置は、全域を対象に実施するもの、関連文化財群や文化財保存活用区域ごとに実施するものなどに分け、それぞれ記載します。図の措置は一例です。